

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から47年3月まで  
② 昭和49年8月から同年10月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①は、私が短期大学に在籍していた期間であり、父に「国民年金の加入に関する通知が来た。保険料を納めておくので、短大卒業後の保険料は自分で納めなさい。」と言われたことを記憶している。

申立期間②は、昭和49年11月の婚姻を契機として、厚生年金保険の適用事業所を退職したので、私がA市役所B分館（当時）において国民年金の再加入手続を行い、その際、保険料を納付したと記憶している。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金の資格取得日は、特殊台帳（新台帳）及びオンライン記録において昭和47年4月1日（強制加入）とされているものの、申立人は、20歳到達時の46年\*月\*日から強制加入の対象となることから、その記録には不自然な点が見受けられる。事実、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和47年6月5日に払い出されたことが確認できるところ、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人の資格取得日が20歳到達時の46年\*月\*日（強制加入）と

記載されていることから、申立期間①は、加入当初は国民年金の被保険者期間であったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったところ、A市役所は、「当時の担当者の話によると、定かではないものの、当時、過年度納付の案内及び過年度納付書の交付を行っていた記憶があるようである。」と回答している上、当時、同市役所B分館庁舎内に設置されていた金融機関の出張所において、過年度保険料の納付が可能であった。

さらに、申立人は、短期大学卒業直後から厚生年金保険の適用事業所に勤めるまでの間の昭和47年4月及び同年5月の保険料についても、その両親が納付したとしており、申立内容及びこれら周辺事情を考慮すると、申立人の両親が申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間②について、申立人の国民年金の資格取得日は、国民年金手帳、特殊台帳（新台帳）及びオンライン記録において、いずれも申立人の婚姻日である昭和49年11月\*日とされている。

また、申立人は、申立期間②に係る国民年金の資格取得日及び保険料納付の記憶が曖昧である上、国民年金の資格を厚生年金保険の資格喪失日に遡及して取得したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年12月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、夫に勧められ、昭和49年11月にA市役所において国民年金の任意加入手続きを行い、その際、1か月か2か月分の保険料を納付した記憶がある。その後、保険料は集金人に納付し、時期は忘れたが、途中から口座振替により保険料を納付するようになった。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和49年11月頃に払い出されたものと推認できる上、申立人の所持する国民年金手帳においても、「任意」の被保険者種別により同年11月30日に資格取得したことが確認でき、申立人の主張する国民年金の任意加入時期と一致する。

また、申立人の特殊台帳には、資格取得日が昭和49年11月30日（任意加入）から51年1月4日（任意加入）に訂正された形跡が確認できるものの、その訂正経緯が明らかではない。

さらに、申立人は、国民年金の任意加入に係る経緯及び時期を具体的に述べている上、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は認められず、保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらないことから、申立内容には信

びょう  
憑性が認められる。

加えて、申立期間は14か月と比較的短期間である上、申立人は申立期間以降の国民年金加入期間(351か月)に係る保険料を全て納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められ、納付意識の高い申立人が、任意加入の手続を行いながら、申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの期間及び同年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年7月まで  
② 昭和59年10月から60年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。その後、「ねんきん定期便」が送付されたので再度記録を確認したところ、申立期間は申請免除となっていたため、改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間は、母が国民年金の加入手続を行い、家族の保険料と一緒に納付してくれたはずである。

それにもかかわらず、申立期間が申請免除期間となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間①は4か月、申立期間②は6か月とそれぞれ短期間である上、申立人の申立期間以降の保険料は全て納付されており、申立人の保険料を納付したとするその母は、自身及び同居家族の保険料を一部期間を除き納付していることから、申立人の母の納付意識は比較的高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、申立人が20歳に到達した昭和59年\*月頃に払い出されたことが推認できることから、納付意識の比較的高い申立人の母が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の母は、申請免除期間について、「免除手続を行った記憶は無く、追納制度についても知らない。」としている上、申立期間①及び②は申請免除期間とされているものの、申立期間①及び②の間の2か月間の保険料のみが納付されていることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

しかしながら、申立期間①のうち昭和59年7月については、申立人と同居していた申立人の父、母及び兄二人も未納期間となっている上、申立人の母は、「国民年金保険料を毎月確実に納付したかどうかは定かではない。」としているなど、申立人の母が同居家族の保険料と一緒に納付していたことを考慮すると、当該期間の保険料は納付されていなかったものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和59年4月から同年6月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年5月から59年2月までの期間、同年4月から同年6月までの期間、同年10月から60年3月までの期間及び61年10月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月から59年3月まで  
② 昭和59年4月から同年7月まで  
③ 昭和59年10月から60年3月まで  
④ 昭和61年10月から同年11月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。その後、「ねんきん定期便」が送付されたので再度記録を確認したところ、申立期間は未納及び申請免除となっていたため、改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間は、母が国民年金の加入手続を行い、家族の保険料と一緒に納付してくれたはずである。

このため、申立期間が未納期間及び申請免除期間となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付したとするその母は、自身及び同居家族の保険料を一部期間を除き納付していることから、申立人の母の納付意識は比較的高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、申立人が20歳に到達した昭和57年\*月頃に払い出されたことが推認できることから、納付意識の比較的高い申立人の母が申立期間①の保険料を納付したと考えて

も不自然ではない。

さらに、申立人の母は、申立期間について、「免除手続を行った記憶は無く、追納制度についても知らない。」としている上、申立期間②及び③は申請免除期間とされているものの、申立期間②及び③の間の2か月間の保険料のみが納付されていることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立期間④については、2か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みである上、同居家族の保険料は納付済みであることから、納付意識の比較的高い申立人の母が申立期間④を納付したと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間①のうち昭和59年3月及び申立期間②のうち59年7月については、申立人と同居していた申立人の父、母及び兄二人も未納期間となっている上、申立人の母は、「国民年金保険料を毎月確実に納付したかどうかは定かではない。」としているなど、申立人の母が同居家族の保険料と一緒に納付していたことを考慮すると、当該期間の保険料は納付されていなかったものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和57年5月から59年2月までの期間、申立期間②のうち59年4月から同年6月までの期間、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から46年3月まで  
② 昭和50年4月から51年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。私は、20歳の頃、A市役所において国民年金の加入手続きを行い、保険料は、納付書により同市役所の窓口、又は職場へ集金に来る金融機関の職員に定期的に納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、当初、国民年金保険料の納付事実を示す領収証書を処分したとしていたが、「年金記録に係る確認申立書」の提出後に発見された領収証書により、申立人が当該期間の保険料を納付していたことが確認できる。

2 申立期間①のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、同年\*月頃に払い出されたものと推認でき、この時点では、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であった上、A市役所では昭和45年度から納付書方式を採用していることから、申立人に対して、当該期間の納付書が発行されていたものと考えられる。

また、今回、発見された領収証書により、申立人がB市役所の窓口又は金融機関職員の集金により国民年金保険料を納付していたことが確認でき、申

立人の主張には信<sup>びょう</sup>憑性が認められることから、当該期間の保険料を納付していたと考えることも不自然ではない。

3 申立期間①のうち、昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったものの、申立人は、過年度納付書の入手方法、納付時期など具体的な納付状況を記憶していない。

また、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、夫の勧めで申立期間前から任意で国民年金に加入しており、申立期間の保険料も引き続き納付してきたはずである。

それなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人及びその夫の国民年金加入記録は、厚生年金保険からの切替手続が適正に行われている上、申立人は、申立期間前後の国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったことが認められる。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄及び「国民年金第3号被保険者該当通知書」により、申立人は申立期間当時、任意加入被保険者であったことが確認できることから、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険の資格取得日は昭和23年12月22日、資格喪失日は24年5月20日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3,600円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月22日から24年5月20日まで  
社会保険事務所(当時)から、「A社B工場に係る厚生年金保険加入記録の中に、あなたと同姓同名、同じ生年月日の被保険者の記録(\*)がある。」との連絡を受けた。

私は、申立期間当時、A社B工場で勤務していたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和23年12月22日と記載されていることが確認できるものの、同資格喪失日は記載されていない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも資格喪失日は記載されておらず、社会保険事務所において申立人に係る年金記録が適正に管理されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、「自分は、同じ地域の出身である同僚の二人と一緒にA社B工場へ働きに行き、同じ頃に退職して一緒にC地に戻ってきた。」と主張しているところ、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該同僚二人の氏名が確認でき、その資格取得日はいずれも申立人の取得日と同一日の昭和23年12月22日であることが確認できる一方、その資格喪失日はそれぞれ24年5月20日及び同年8月23日であることが確認

できる。

加えて、申立人は、「実家が農家であったため、田植えが始まる前にC地へ戻ってきたことを記憶しているが、田植えの時期は5月中旬だった。」と主張している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年12月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、申立人の被保険者資格の喪失日については、24年5月20日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者の記録から、3,600円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を平成5年9月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月22日から同年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は、C社D工場から、A社B工場に異動した時期であるが、継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社B工場の回答から、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務し（平成5年9月22日にC社D工場からA社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る平成5年10月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立てどおりの資格取得に係る届出を行っておらず、申立期間の保険料を納付していない。」と回答している上、A社B工場が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、当該事業所が申立

人の資格取得日を平成5年10月1日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、平成18年11月分賞与(平成18年12月25日支給)に係る記録がないことが分かった。

所持している給与支給明細書(平成18年11月分賞与)において、間違いなく賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人が所持する給与支給明細書に記載された厚生年金保険料控除額から14万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から同年8月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和49年4月にA社（現在は、B社）に入社したが、入社後すぐに子会社であったC社に出向となり、その後、50年7月1日又は同年8月1日付けで正式に同社に転籍となった。

申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社（B社の人事・給与を管理している会社）は、「昭和50年当時、C社に勤務していた者の記憶により、申立人は同社に勤務していたと推測される。また、A社からの転籍者であるとすれば、正社員である可能性が考えられる。」と回答している。

また、申立人と一緒にA社からC社に転籍したとする元同僚は、オンライン記録から、申立人と同様に、昭和50年7月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年8月1日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できるが、「自分と申立人は、昭和50年8月1日付けでA社からC社に転籍した。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、C社が厚生年金保険の新規適用事業所となっ

た昭和 46 年 4 月 1 日以降 10 年間に、同社において厚生年金保険に加入したことが確認できる 172 人のうち、直近の期間において、A 社で厚生年金保険に加入していた被保険者は 13 人確認できるが、申立人と上記元同僚を除く 11 人には、被保険者期間の空白は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務し（昭和 50 年 8 月 1 日に A 社から C 社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 50 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から41年8月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和38年1月に養子となり、養父が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。保険料についても、養父が家族の分をまとめて集金人に納付していた。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその養父は既に亡くなっている上、申立人の養母も高齢により証言することができないことから、具体的な国民年金の加入状況等が不明である。

また、A市役所が保管する国民年金委員名簿により、申立人の居住する地域において、昭和39年4月に国民年金委員が委嘱され、保険料の集金を行っていたことが確認できるものの、当該委員の所在が不明であり、保険料の納付状況について証言を得ることができない。

さらに、申立人及びその妻は、申立人の国民年金手帳を見た記憶が無いとしている上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が確認できないなど、申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情が見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から58年10月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未納とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和57年6月1日にそれまで勤めていた会社を辞めたが、その翌年の58年にA町役場（現在は、B市役所）の二人の担当者が自宅を訪れ、将来年金を受給するときのことを考えると、未納期間を作らない方がよいと説得されたので、その場で国民年金に加入した。

後日、納付書が郵送されてきたので、昭和58年4月頃から、駅前にあった郵便局において、8回ないし10回にわたって1回につき合計で2か月以上3か月未満の未納保険料及び当月保険料を並行して納付したと思う。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年に自宅を訪問したA町役場の担当者による加入勧奨を契機として国民年金の加入手続を行ったとしているが、納付時期や納付金額等の納付状況に関する記憶は定かではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和57年6月1日を資格取得日として、同年11月頃に払い出されたことが推認できる上、特殊台帳により、同年6月から同年10月までの保険料が現年度納付されていることが確認できるものの、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は駅前の郵便局において保険料を納付したと記憶していると

ころ、B市役所が保管するA町役場の「昭和59年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書」に記載されている納付場所の中には「郵便局」が含まれていないことから、申立期間の保険料を郵便局において現年度納付したとする申立内容には、不自然な点が見受けられる。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から61年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

記憶が定かではないが、昭和60年ないし61年頃、保険料が未納となっている期間を今なら遡及して納めることができるという「はがき」が届き、妻がA市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所D出張所）において申立期間の保険料を遡及納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、136か月と長期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和61年4月頃に払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、当該時点では、申立期間のうち、昭和59年1月から61年3月までの保険料を納付することが可能であったものの、申立人及びその妻は、遡及納付した金額を記憶していない。

さらに、申立期間の保険料を納付したとするA市役所B地区事務所の窓口及びその庁舎内にあった金融機関の派出所においては、国庫金である過年度保険料の収納を行うことができなかった。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から同年11月までの期間、3年1月から4年8月までの期間、5年11月から7年4月までの期間及び8年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月から同年11月まで  
② 平成3年1月から4年8月まで  
③ 平成5年11月から7年4月まで  
④ 平成8年5月

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、国民年金の加入手続を行った記憶が無いものの、滞納分の納付書が届いたと記憶している。当時、私はお金が無かったので、母が保険料をまとめて納付してくれた。母の説明によると、納付時期は記憶していないものの、A市役所において20数万円の金額を納付したとのことである。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、「息子の国民健康保険料のほかに、何かを一緒に支払った記憶があるが、それが、息子の国民年金保険料であったかどうか記憶がはっきりしない。」旨回答している上、納付金額の記憶も曖昧であるなど、申立期間の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人の母は、保険料の納付時期を記憶していないものの、申立人の滞納分の国民健康保険料も一緒に納付したと回答していること、及び申立人が納付書の届いた時期について、「申立期間②より後で、申立期間④より前であ

った。」旨回答していることを考慮すると、納付時期は、申立人の国民健康保険の加入が確認できる平成5年10月31日から7年5月23日までの間であった可能性が高いところ、この時点では、申立期間①の全部及び②の一部の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間④の納付書が発行されたものとは考え難いことから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の合計金額は約40万円となることから、申立人の母がまとめて納付したとする金額と大きく相違する。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が無い上、氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、事実、申立期間は、国民年金の未加入期間となっていることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

その上、申立期間の保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から56年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から56年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の申請免除記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和50年3月末にA市役所を退職し、同年4月に実家のあるB村（現在は、C市D区）からA市に転居した。

A市において別の仕事を始めたものの、収入が少なく、職場の同僚から、保険料の免除制度があることを聞き、A市役所においてその手続を行った。

また、その後も、毎年度、A市役所において申請免除の手続を行ったが、毎回、門前払いのような扱いを受けたことを記憶している。

このため、申立期間が申請免除期間とされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号総括払出簿により、昭和56年7月にE町（現在は、F市）に払い出された番号の一つであることが確認でき、申立人がA市からE町に転居した後、同町役場において国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、制度上、申立期間に遡って免除申請を行うことができない。

また、申立人は、昭和50年4月にB村からA市に転居した後、転入手続及び国民年金の加入手続を行った明確な記憶が無い上、申立期間当時、年金手帳を所持していた記憶があるとしているものの、当該年金手帳の記載内容を記憶していない。

さらに、申立人は、申立期間について、毎年度、A市役所において申請免除の手続を行い、最初の手続の際には氏名及び住所を記載したメモを窓口担当者

に渡したとしているものの、これ以外の手続に関する記憶が曖昧である上、申請免除の承認通知を受け取った記憶も無いとしている。

加えて、申立人は、申請免除を勧めたとする元同僚への聴取について同意していないことから、当該同僚の証言を得ることができない。

その上、国民年金受付処理簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料が申請免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申請免除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 新潟国民年金 事案 1217

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年3月まで

60歳到達を契機に年金記録を確認したところ、昭和36年4月から40年3月までの保険料が未納であるとのことであったので、再度、調べてもらったところ、36年4月から37年12月までの納付記録が見つかり記録が追加されたが、申立期間については、納付記録が確認できないとの回答を受け取った。

私は、国民年金制度の発足当初から加入し、結婚するまでは母親が保険料を納付してくれた。昭和37年10月に結婚をしてからは、夫が国民健康保険と国民年金の保険料を自分の分と一緒に納めてくれていたのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人には、国民年金手帳記号番号が二つ払い出されており、最初に払い出された国民年金手帳記号番号（A番号）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和35年12月7日にB町役場（現在は、C市D区役所E出張所）において払い出されたこと（申立人の所持する国民年金手帳の発行日は36年4月1日）が確認できる。次に払い出された国民年金手帳記号番号（F番号）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和40年8月20日にC市役所において払い出されたこと（申立人の所持する国民年金手帳の発行日は42年4月1日）が確認でき、平成10年9月25日に記録統合されていることがオンライン記録から確認できる。

また、昭和35年12月に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号（A番号）に係る特殊台帳の保険料納付記録欄には、昭和37年度に9か月分の納付が確認できるものの、それ以降は未納とされており、40年8月に払い出され

た申立人の国民年金手帳記号番号（F番号）に係る国民年金被保険者台帳（紙台帳（旧台帳））における申立期間については、未納とされているほか、申立人に係るB町役場作成の国民年金被保険者名簿及びC市役所作成の国民年金被保険者名簿（電算）においても申立期間は未納とされている。

さらに、申立人が所持する2冊の国民年金手帳のうち、昭和36年4月発行の国民年金手帳（A番号）の印紙検認記録欄には、同年4月から37年12月までの保険料納付が確認できるものの38年1月以降の記録は無く、一方、42年4月発行の国民年金手帳（F番号）の印紙検認記録欄には、昭和42年度から46年度までの保険料納付が確認できるものの41年度以前の納付は確認できない上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、「過年度納付及び特例納付により保険料を納付した記憶は無い。」とするなど、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、「国民年金制度の発足当初から加入し、保険料は母親が納付してくれた。結婚後、すぐに夫が国民健康保険と国民年金の保険料を納付してくれていた。」としているが、その夫の加入手続により払い出されたと考えられる国民年金手帳記号番号（F番号）は、前述のとおり昭和40年8月20日にC市居住の申立人に払い出されていることが確認でき、38年1月の婚姻時期とは2年7か月程の相違が生じている上、申立人の夫は、「国民健康保険と国民年金の手続を同時に行ったと思うが、記憶は定かではない。」とするなど、加入状況及び納付状況が不明である。

その上、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても申立人に更に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 新潟国民年金 事案 1218 (事案 41 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで  
当初の判断後、年金記録の訂正につながるとされる新たな資料は無いが、訂正不要とされたことに納付ができず、申立期間について再申立てする。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付について、その母が居住地の A 県で行っていたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、その母も既に亡くなっているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び納付状況は不明である。  
また、申立期間中、申立人は B 市に住民票を異動していたことが確認できることから、申立期間の保険料について、申立人の住民票が無い A 県 C 町においてその母が納付していたという申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 11 月の時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえないなど申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 1 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立人は、再申立てに際し新たな資料等を提出しておらず、申立人の意向によりその妻及び申立期間当時、申立人の母と同居していた兄夫婦からの証言を得ることはできず、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況は不明で

ある。

また、申立人の母が、その居住地であるA県において、B市に居住する申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付することは制度上できないことから、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

- 3 記録訂正につながる新たな資料の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

夫の説明によると、国民年金の加入手続は、夫が制度発足時に、義弟の分と一緒にいき、保険料についても、夫が地区長宅に持参し納付していたとのことである。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和38年2月に払い出されたことが確認でき、申立期間は任意未加入期間であることから、この時点では、制度上、保険料を遡って納付することができない上、申立人の保険料を納付したとするその夫も、遡及納付の記憶が無いとしている。

また、申立人の義弟の国民年金手帳記号番号は、上記払出簿により昭和36年3月に払い出されたことが確認でき、同月に国民年金手帳記号番号が払い出された約6,000人の被保険者の中には、申立人の氏名が確認できないことから、申立人に係る国民年金の加入手続がその義弟と一緒に行われたものとは考え難い。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時に国民年金保険料を納付していた地区長名を記憶しているものの、当該人物は、A市役所の回答により、当時の地区長と相違していることが確認できる上、当該人物及び当時の地区長は既に亡く

なっていることから、証言を得ることができない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年秋から 34 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 11 月 26 日から 36 年 3 月頃まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間の一部が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社には、昭和 33 年の秋から 36 年 3 月頃まで勤務し、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人は、「昭和 33 年秋にB社（35 年 5 月にA社に組織変更）に入社した。その時期は、先輩従業員が退職した後、しばらくしてからである。」と申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上記元従業員の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 34 年 8 月 17 日と確認できることから、申立人の入社時期は、同日以降であることがうかがえる。

また、A社の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっており証言を得ることができない上、申立人が氏名を挙げた上司一人に照会したものの、回答を得ることができないことから、申立期間①における勤務実態について確認することができない。

#### 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 36 年 3 月頃まで、A社に勤務していた。」と申し立てているところ、上述のとおり、A社の事業主及び社会保

険事務担当者は既に亡くなっている上、オンライン記録から、申立期間②当時、同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員に照会したものの、申立人の申立期間②当時における勤務実態に関する具体的な証言は得られないことから、申立期間②における勤務実態について確認することができない。

- 3 申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から 42 年 4 月まで  
② 昭和 42 年 10 月から 43 年 4 月まで  
③ 昭和 43 年 10 月から 44 年 4 月まで  
④ 昭和 54 年 4 月から 57 年 10 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

いずれの申立期間中も、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、「申立期間①はA社B工場、申立期間②は同社C工場、申立期間③は同社D工場でそれぞれ勤務していた。」としているが、いずれの事業所も、「申立人が当工場に勤務していたかどうかは不明である。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、各事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、各申立期間当時、それぞれの事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に照会したところ、回答が得られた12人はいずれも、「申立人のことは知らない。」と回答していることから、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、企業年金連合会が保管するE厚生年金基金の記録において、申立人の申立期間①、②及び③に係る加入記録は確認できない。

2 申立期間④について、申立人は、「F社の社長に指示され、同社が新しく立ち上げた鉄骨建設部門に勤務した。」と申し立てているところ、F社は既に解散している上、当時の事業主も既に亡くなっており証言を得ることができないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立期間④当時、F社において経理事務及び社会保険事務を担当し、オンライン記録から、昭和57年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる元従業員は、「申立人は、F社ではなく、G事業所に勤務していた。その事業所の経理事務も私が担当していたが、厚生年金保険に加入していなかったと思う。ただ、自分が退職した後、申立人がF社に勤務したかどうかは分からない。」と証言しているところ、オンライン記録において、H県I郡J村（現在は、K市）に所在するG事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間④の一部期間を含む昭和57年7月1日から同年9月1日までの期間、他の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、47年11月1日から57年7月1日までの期間及び同年9月1日から62年7月1日までの期間については、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できるなど、申立人がF社において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月 1 日から 50 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 53 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 1 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時実際に支給されていた給与額よりも低額であることが判明した。

申立期間当時は日本国外での業務に従事しており、本給のほかに海外手当が支給されていたため、給与の総支給額は、標準報酬月額の上限度以上であったはずである。

調査の上、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する職員手帳及びA社が保管する人事記録から、申立人が、いずれの申立期間中も国外に勤務していたことが確認できるところ、同社が保管する給与の支給に関する資料から、昭和 53 年 8 月から 55 年 12 月までの期間において、申立人に対しては月額 30 万円の海外手当が支給されていることが確認できることから、いずれの申立期間においても、申立人に対しては海外手当が支給され、その報酬月額は、当時の標準報酬月額の上限度を上回っていた可能性は否定できない。

しかしながら、A社は、「いずれの申立期間についても、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかは不明である。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していな

いことから、いずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間①について、オンライン記録によればその標準報酬月額は、申立期間①のうち、昭和49年3月1日から同年7月1日までは17万円、同年7月1日から50年10月1日までは19万円と記録されていることが確認できるところ、A社が保管する資料には、その標準報酬月額について、「48年11月 保険料改正 17万円」、「49年7月 報酬月額変更 19万円」、「49年10月 報酬月額算定 19万円」と記載されていることが確認でき、当該標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によれば、昭和51年8月1日に標準報酬月額が変更され20万円となっていることが確認できるところ、当該変更は、標準報酬月額の等級区分の改定が行われたことに伴うものであるが、定時決定が行われる月以外の月に区分改定を行う際には、事業主から直近に提出された標準報酬月額に係る届出書に記載された報酬月額を、新たな標準報酬月額の等級区分に当てはめ、当該報酬月額に見合う標準報酬月額を新たな標準報酬月額とすることとされている。

オンライン記録から、申立期間②直前の昭和50年10月1日から51年8月1日までの期間において、その標準報酬月額は20万円（当該期間当時の上限額）であり、当該期間の標準報酬月額と申立期間②の標準報酬月額は同額となっていることが確認できることから、当該期間に係る定時決定（昭和50年10月1日）の際の届出書に記載された報酬月額は20万円相当であることがうかがえ、当該期間は国外勤務中であったにもかかわらず、その報酬月額は上限額を上回る額ではなかったことが推認できる。

加えて、申立人が氏名を挙げている元同僚二人はいずれも、「自分は、A社の社員として、日本国外で勤務していた期間があるが、当該期間については本給の他に海外手当が支給されていたと記憶している。」と証言しているが、オンライン記録から、当該同僚がそれぞれ国外勤務をしていたとする期間における標準報酬月額は、必ずしも当時の標準報酬月額の上限額ではないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社はいずれの申立期間においても、社会保険事務所（当時）に対し、日本国外で勤務する同社の従業員の報酬月額を届け出る際に、その報酬月額に海外手当を含めていなかったことがうかがえる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、いずれの申立期間についても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 1257 (事案 405 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 10 日から同年 9 月 1 日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

A社で、昭和 37 年 1 月から厚生年金保険に加入するため、それまで加入していた国民年金を同年 1 月 10 日付でやめた。その後、同年\*月\*日に長男が生まれ自分の扶養に入れたはずなので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社(昭和 38 年 5 月 1 日設立、申立期間当時はB事業所)の事業を引き継いだC社が保管する労働者名簿及び同僚の証言内容から、申立人が申立期間にB事業所で勤務していたことが推認できるものの、申立人はA社の元代表取締役の実弟であるところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、当該元代表取締役及びその妻が厚生年金保険に加入したのは、同社が法人化された昭和 38 年 5 月 1 日ではなく 40 年 1 月 4 日となっており、経営者及びその親族について必ずしも厚生年金保険の加入に係る取扱いが適切に行われていなかったことがうかがえること、並びにC社は、「会社設立日は昭和 41 年 2 月 1 日であり、それ以前の資料は無く不明である。」と回答している上、A社において社会保険関係の事務を担当していたとされる元代表取締役の所在も不明のため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「年金記録確認第三者委員会の決定に納得できない。」として、当

委員会に再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出は無く、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月から 20 年 4 月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが分かった。

標準報酬月額が低額となっている理由は、当時、事業主の保険料の滞納が長期に渡ったことから、社会保険事務所（当時）の保険料徴収事務担当の職員が、標準報酬月額を減額するよう指導したことによるものである。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 8 年分から 19 年分までの A 社における給与所得の源泉徴収票を所持しているところ、8 年分の源泉徴収票における「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額及び健康保険料額の合計額を大きく上回っていることが確認できることから、申立人の給与から、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

一方、平成 15 年分の源泉徴収票における「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額、健康保険料額及び介護保険料額の合計額よりも高額であることが確認できるものの、その差異は少額であり、申立人の給与から、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえない。

また、平成 9 年分から 14 年分まで及び 16 年分から 19 年分までの源泉徴収

票における「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額は、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額、健康保険料額及び介護保険料額の合計額と同額か、又はこれよりも低額であることが確認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

A社の商業登記簿から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる上、申立人は「自分は、申立期間当時の社会保険事務担当者であった。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低額になっていることが分かった。

私は、A社では漁労長として勤務していたが、勤務期間を通して給与額に大きな変動は無かったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が低額になっていることに納得ができない。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員保険に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人は、申立期間当時の船員保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持していない上、A社は、「申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を控除しておらず、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除した。」と回答している。

また、A社は、「申立人の申立てどおりの標準報酬月額に係る届出は行っていない。」と回答しているところ、同社提出の船員保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書から、事業主が、申立人の申立期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認できる。

さらに、A社提出の給料明細書(本給及び各種手当のみ記載)及び船員保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎明細書等を基に、漁船乗組員に係る報酬月額算出の方法により申立人の実報酬月額を算出したところ、船員保険・漁

船被保険者標準報酬改・決定早見表における当該実報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成13年7月1日及び14年7月1日のいずれの算定の機会においても、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、平成13年から15年までの源泉徴収票を所持しているところ、当該源泉徴収票上確認できる「社会保険料等の金額」と、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額に見合う船員保険料を比較すると、すべての年について、源泉徴収票上の「社会保険料等の金額」の方が上回っていることが確認できるものの、その差額は、オンライン記録上の標準報酬月額と、それよりも1等級上の標準報酬月額に見合う船員保険料控除額との差額よりも少額であることから、申立人の給与から、オンライン記録上の標準報酬月額より1等級上の標準報酬月額に見合う船員保険料が控除されていたとまでは言えない。

なお、上記源泉徴収票上の「支払金額」が、申立人の報酬月額1年分の合計額を大きく上回っていることについて、A社は、「申立人は漁労長という重要な役職に就いていたので、本来の給与とは別に、特別手当を支給していた。ただし、当該手当は、社会保険事務所に届出をした報酬月額には含まれておらず、船員保険料も、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく金額を控除していた。」と回答している。

また、申立人は、「A社で勤務していた期間を通じて、給与額に大きな変動はなかったと記憶している。」と申し立てているところ、オンライン記録から、申立人が、A社で船員保険被保険者資格を取得した平成13年1月1日における標準報酬月額は56万円、15年4月1日は62万円であることが確認でき、申立期間の標準報酬月額よりも高額である。

このことについて、A社を管轄する年金事務所は、「申立人が当時乗船していた船舶の所有者が変更になったことに伴い、申立人は、平成13年1月1日にB社における船員保険被保険者資格を喪失し、A社で資格を再取得している。このように、船舶所有者が変更になったことで、当該船舶に乗船する被保険者が資格を一旦喪失し、再取得する場合、再資格取得時の標準報酬月額は、自動的に資格喪失時の標準報酬月額と同額とすることとされている。このため、申立人のA社における資格取得時の標準報酬月額は、B社における資格喪失時の標準報酬月額と同額の56万円で決定されている。」と回答している。

また、上記年金事務所は、「平成15年4月1日に、標準報酬月額制度の変更により、船員保険・漁船被保険者標準報酬改・決定早見表は廃止された。これに伴い、同日の時点で被保険者である漁船に乗船する全ての船員は、標準報酬月額の改定が行われたが、当該改定は、社会保険事務所に対して、事業主から直近に提出された標準報酬月額に係る届出書に記載された実報酬月額を、一般の船員保険月額表における当該実報酬月額に見合う標準報酬月額とするという方法で行われた。申立人の標準報酬月額の場合、14年7月1日の改定の際に提出された申立人に係る船員保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎

明細書（被保険者別）から、申立人の実報酬月額が、62万5,368円（標準報酬月額62万円相当）であることが確認できることから62万円に改定された。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 30 日から 52 年 5 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 40 年 8 月に夫とともにB事業所（現在は、A社）を設立したが、夫と私の厚生年金保険被保険者資格取得日が異なることに納得ができませんので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は会社の創設者であり、申立期間において勤務していた。」と回答していることから、申立人は申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる上、同社に係る商業登記簿によれば、申立人は申立期間のうち、同社が法人化された昭和 43 年 7 月 11 日以降の期間において、同社の取締役（昭和 48 年 9 月 1 日以降の期間においては、代表取締役）に就任していることが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人は、申立期間中も当社に勤務し、給与から保険料を控除していた。また、保険料は社会保険事務所（当時）に納付していた。」と回答しているものの、「それらを確認できる資料は処分しており保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人の夫のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、その夫が同社で厚生年金保険に加入した昭和 43 年 7 月 1 日から、同社がC健康保険組合に加入する 49 年 4 月 1 日までの期間、その夫の被扶養

者となっていたことが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和52年5月1日であることが確認できるが、当該取得日は、上記健康保険組合の加入記録と一致しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことはうかがえない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、上述のとおり、申立人は申立期間のうち昭和43年7月11日以降の期間については、取締役又は代表取締役であった上、「申立期間当時の社会保険事務は、自分が担当していた。」と申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録の訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

そのため、仮に、申立人が取締役だった期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定により、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当する者であると認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額であることが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、私の標準報酬月額は、昭和 49 年 10 月 1 日の定時決定により 11 万 8,000 円から 11 万円へ、50 年 10 月 1 日の定時決定により 11 万円から 6 万 4,000 円へそれぞれ減額されているが、申立期間当時、給与が減額になることは無かったと記憶しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社の元事業主は、「申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除したか否かについては不明である。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間当時、A社から社会保険事務を委託されていた社会保険労務士事務所の所長は、「オイルショック後の昭和 49 年及び 50 年頃、A社は経営状態が苦しく、従業員全員に対して一時帰休の措置を取り、給与を減額したことを記憶している。申立人も一時帰休により給与が減額されたはずである。当事務所が保管する資料において、当時の同社における従業員全員の標準報酬月額が下がっていることが確認できる。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、申立期間中にA社において厚生年金保険に加

入していることが確認できる 13 人の標準報酬月額を調査したところ、上記元事業主及びその妻を除く元従業員 11 人はいずれも、申立人同様、昭和 50 年 10 月 1 日の定時決定により、標準報酬月額が下がっていることが確認でき、このうち証言を得ることができた 2 人も、上記事務所長と同様の証言をしている。

加えて、申立人はその後の聴取により、申立期間当時、A 社において、一時帰休による給与の減額があったことを認めている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から50年4月まで  
② 昭和50年11月から51年4月まで  
③ 昭和51年11月から52年4月まで  
④ 昭和52年11月から53年4月まで  
⑤ 昭和53年11月から54年4月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和41年11月から49年4月までの冬期間中は、A社において厚生年金保険に加入していたこととなっているが、申立期間中も、記録のある期間と同様に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の証言から、申立人が、いずれの申立期間においても、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「従業員から希望があったので、昭和49年の冬から、季節工は社会保険に加入しておらず、給与から保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、A社は、各申立期間に係る「日雇労働者健康保険適用除外承認者名簿」を保管しており、当該名簿にはいずれの申立期間においても「他に本業を有し冬期間のみ季節的業務のため」として申立人の氏名が記載されていることが確認できる上、オンライン記録から、申立人が、いずれの申立期間においても国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できるなど、申立人がいずれの申立期間中も厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見

当たらない。

さらに、申立人は、いずれの申立期間においても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月15日から21年1月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和20年の秋の終わり頃から翌年の春まで、A社へ同じ集落の5人の仲間と一緒に勤務した。勤務した期間のうち、最初の3か月が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、昭和20年10月15日から翌年3月11日まで勤務した。」と主張しているが、申立人が一緒に勤務したとして氏名を挙げている同僚の一人は、「申立人とは、昭和20年12月に入ってから一緒にA社へ働きに行き、翌年の3月中旬に帰って来た。」と証言している。

また、上記同僚を含め、申立人が、A社に同一日に入社したとして氏名を挙げている、同じ集落出身の5人の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人の取得日と同日の昭和21年1月1日であることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も不明であり証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。